# ASBJ「企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準(案)」等」 へのコメント

2019 年 4 月 5 日 経団連 経済基盤本部

# **質問1(開発にあたっての基本的な方針に関する質問)** 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合 には、その理由をご記載ください。

(回答)

- ▶ 我が国の会計基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上させるため、IFRS 第13号の定めを取り入れることについて、基本的に同意する。
- ただし、IFRSの定めを全て取り入れることを前提とするのではなく、あくまで 日本基準の開発であることを念頭に、我が国における実務を踏まえた基準とし て開発すべきである。また、以下の点について、留意すべきである。
  - ✓ IFRS 第13 号の取り込みと同時に、密接不可分の関係にある IFRS 第9号の 取り込みを検討すべきである。仮に IFRS 第9号を取り込む形で金融商品会 計基準が見直される場合には、今回のコメントを改めて利害関係者に再確 認する必要がある。
  - ✓ また、仮に IFRS 第 13 号の取り込みを先行して進める場合は、基準の設定 を「金融商品の時価の測定」の部分にとどめるべきであり、「開示」につい ては実務的な混乱を避ける観点から、IFRS 第9号を取り込む際に検討すべ きである。
  - ✓ レベル1から3までの金融商品の金額について「時価」という言葉を使用することには違和感がある。「時価」といえるのはレベル1のみであり、レベル2・3の評価技法により測定した金額は「公正価値」と呼ぶことが適当ではないか。

### 質問2(適用範囲に関する質問)

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

▶ 同意する。

# 質問3(時価の定義に関する質問)

(質問3-1)時価の定義に関する質問 本公開草案では、IFRS 第13 号を基礎として、時価の定義を算定日において市 場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の資産の売却によって受 け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とすることを提案しています。 この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

▶ 同意する。

### 質問3(時価の定義に関する質問)

(質問3-2)期末前1か月の平均価額に関する定めの削除に関する質問 本公開草案では、その他有価証券の時価として期末前1か月の市場価格の平均に 基づいて算定された価額を用いることができる定めを削除することを提案して います。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載く ださい。

(回答)

▶ 同意する。

### 質問4 (時価の算定単位に関する質問)

本公開草案では、時価の算定単位を、それぞれの対象となる資産又は負債に適 用される会計処理又は開示によるとしていますが、一定の要件を満たす場合 は、金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができ ることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、そ の理由をご記載ください。

(回答)

▶ 同意する。

#### 質問5 (時価の算定方法に関する質問)

本公開草案における、時価の算定方法に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

- ▶ 同意する。
- ただし、時価の算定に用いるインプットに関して、レベル1~3の分類を提案 しているが、実務上、どのレベルのインプットに該当するのかの判断が困難な

金融商品があり、注記の際に企業によっては取扱いにばらつきが生じることが 予想される。例えば、海外の成熟していない市場で取引される市場価格で評価 した株式や、「日本証券業協会による売買参考統計値」に基づき時価評価を行っ た社債が、どのレベルに該当するかの判断が分かれる可能性がある。このため、 判断の分かれる金融商品の時価がどのレベルのインプットに該当するのかにつ いて、ガイダンスの充実が必要である。

### 質問6(その他の取扱い)

本公開草案における、その他の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合 には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国で行われてきた実務 等に配慮すべき項目として考えられるものがあれば、ご記載ください。

(回答)

- ▶ 原則として、第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができるとする 提案に同意する。
- ただし、金融機関以外の一般事業法人が、第三者から入手した相場価格について、「公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合があるかどうか」に係る判断を行う際に、困難を伴うおそれがある。これは、一般事業法人が金融商品の時価に関する検証を行う体制・ノウハウを持ち合わせていることが稀であるとともに、時価を提供する金融機関側のアフターフォローにも限界があるとみられるためである。
- このため、総資産に対する金融商品の占める割合等の重要性の閾値を設定し、 保有する金融商品の残高に重要性が無い場合には、金融機関以外の事業法人は、 当該判断を不要とする(第三者から入手した相場価格を検証なしで適用可能と する)こととしてはどうか。また、「明らかな不整合」とはどのようなケースを 指すのか、指針等の中で明確にしていただきたい。
- なお、本規定の対象となるデリバティブについては、対象を限定列挙するのではなく、個々の企業及び監査人の判断で、第三者から入手した相場価格をデリバティブの時価として使用できるような原則規定とすべきである。

**質問7(市場価格のない株式等の取扱い)** 本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。 同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

▶ 「市場価格のない株式について、引き続き取得原価をもって貸借対照表価額と する取扱い」については、同意する。

3

なお、「市場価格のない株式等」の定義を明確にすべきである。例えば、「不 動産私募ファンド(不動産を投資対象とする出資等)」は、従来通り市場価格 のない株式等に含めるべきである。

## 質問8(開示に関する質問)

(質問8-1)開示項目に関する質問 本公開草案では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として上 記の(1)から(7)の開示項目の注記を求めることを提案しています。一方で、上 記の(8)及び(9)の注記は求めないことを提案しています。この提案に同意しま すか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(質問8-2) 期首残高から期末残高への調整表に関する質問 期首残高から期末残高への調整表において、上記の(1)から(4)の増減理由に区 別して記載すること、また、上記の(2)については購入、売却、発行及び決済の 額の純額で記載することも認める提案をしています。この提案に同意します か。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

- ▶ 質問8-1について、同意しない。
- 現状でも、金融商品については、財務諸表本表に加えて、注記でも時価評価での開示が求められており、開示負担が大きい。まずは、注記での開示は不要とすべきである。
- ▶ また、IFRS第9号とIFRS第13号は密接不可分の関係にあるため、どちらかを先行して開発するのではなく、両者を同時に検討すべきであることは先に述べた通りである。特に開示については、IFRS第9号の取り込み結果次第では、実務的な混乱が予想されるため、仮にIFRS第13号の定めを先行して取り込むとしても、今回の検討の対象からは外すべきである。
- ▶ 上記を前提に、開示に関する議論を行う際には、以下の観点からの検討も必要である。
  - ✓ 第一に、全ての企業に全ての開示を画一的に求めるのではなく、一般事業 会社などにおいて、重要性の乏しい金融商品のみしか保有していない場合 には注記を行わないことを容認するなど、柔軟な対応を可能とすべきであ る。特に、レベル3の金融商品の残高に関する調整表(適用指針案 5-2 (4)②)や、レベル3の金融商品における、観察できないインプットを 変化させた場合の時価に対する影響に関する説明(適用指針案 5-2(4)
    ④)の開示については、著しく作成者の負担が重いため、コスト・ベネフ

ィットの関係から、一定の条件内であれば注記を不要とすべきである。

- ✓ 第二に、本公開草案においては、「適用する評価技法等を変更した場合の 会計上の見積りの変更の取扱い」について、年度決算と四半期開示におい て不整合が生じるおそれがある。すなわち、年度決算においては、「時価 の算定に関する会計基準(案)10項」等において、「変更の旨及び変更の理 由」の注記が求められているのに対し、四半期開示に関する基準の改正を 予定していないことから、四半期開示では「四半期財務諸表に関する会計 基準 19項(4)」が適用され、「会計上の見積りの変更の内容及び影響額」 の注記が求められることになると考えられる。他方、原則的には、四半期 基準よりも個別基準の適用が優先されると理解しており、仮に四半期開示 において、評価技法等に変更があった場合には、年度決算に準ずる対応を 行い、「四半期財務諸表に関する会計基準 19項(4)」に準じた対応は不要 とすることを検討すべきである。
- ✓ 第三に、今回の意見募集の対象ではないが、注記で時価評価が求められている賃貸等不動産(企業会計基準第20号、同適用指針第23号)についても、注記を不要とすべきである。

## 質問9(適用時期及び経過措置に関する質問)

(質問9-1)適用時期に関する質問 本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない 場合には、その理由をご記載ください。

(質問9-2)経過措置に関する質問 本公開草案では、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しま すか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

- ▶ 同意しない。
- ▶ IFRS第9号の取り込みと同時期に開発すべきであるため、本件を先行して適用 することには反対である。

CL19

# 質問10(設例に関する質問)

本公開草案におけるIFRS 第13 号の設例を基礎とした設例の提案に同意します か。同意しない場合には、その理由をご記載ください。 また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、 より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載く ださい。

(回答)

- ▶ 設例の提案に、基本的には同意する。
- ただし、レベル3の調整表におけるレベル間の振替について、実務運用に資す るための設例の追加が必要である。

## 質問11(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

(回答)

▶ 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)の開示例」について、公開 草案では、「製造業(1)」の開示例がすべて削除されているが、この開示例を 削除することに反対である。「製造業(1)」は、重要度の高い金融商品を保有 していない企業を念頭においた開示例であると理解している。こうした企業は 今後も引き続き多く存在するとみられることから、「製造業(1)」の開示は、 本件後も例示するべきである。

以 上